

最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度 新旧対照表 【建設工事】

※黄色の部分が改正箇所です。

改正項目		旧	新 (平成31年4月1日以降の入札公告及び 入札通知を行う入札から適用)
最低制限価格及び 低入札調査基準価格 (第4条)	土木工事	①から④までの合計額 (範囲：工事価格の8.7/10~9.2/10) ※ (①+②+③+④) は1万円未満端数切捨 ①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費の額×0.80 ④一般管理費等の額×0.55	①から④までの合計額 (範囲：工事価格の8.7/10~9.2/10) ※ (①+②+③+④) は1万円未満端数切捨 ①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費の額×0.80 ④一般管理費等の額×0.55
	最低制限価格 (1億5千万円未満) 低入札調査基準価格 (1億5千万円以上)	建築工 事・水道 工事及び 設備工事	①から④までの合計額 (範囲：工事価格の8.7/10~9.2/10) ※ (①+②+③+④) は1万円未満端数切捨 ① (直接工事費の額×0.90) ×0.97 ②共通仮設費の額×0.90 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.90 ④一般管理費等の額×0.55

低入札価格調査制度 における 数値的判断基準 (失格基準) (第6条)	費目的 判断基準 (第6条第 1号)	①から④の額 ※①から④の額は1万円未満端数切捨 【土木工事】 ① 直接工事費の額×0.75 ② 共通仮設費の額×0.70 ③ 現場管理費の額×0.80 ④ 一般管理費等の額×0.55 【建築工事・水道工事及び設備工事】 ① (直接工事費の額×0.90)×0.75 ② 共通仮設費の額×0.70 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10)×0.80 ④ 一般管理費等の額×0.55	①から④の額 ※①から④の額は1万円未満端数切捨 【土木工事】 ① 直接工事費の額×0.75 ② 共通仮設費の額×0.70 ③ 現場管理費の額×0.70 ④ 一般管理費等の額×0.55 【建築工事・水道工事及び設備工事】 ① (直接工事費の額×0.90)×0.75 ② 共通仮設費の額×0.70 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10)×0.70 ④ 一般管理費等の額×0.55
	総額 判断基準 (6条第2 号及び附 則)	(2) 下記の①から④までの合計額から⑤を減じた額 ※ (①+②+③+④-⑤) は1万円未満端数切捨 【土木工事】 ① 直接工事費の額 ② 共通仮設費の額 ③ 現場管理費の額×0.80 ④ 一般管理費等の額×0.55 ⑤ 工事価格の3% 【建築工事・水道工事及び設備工事】 ① 直接工事費の額×0.90 ② 共通仮設費の額 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10)×0.80 ④ 一般管理費等の額×0.55 ⑤ 工事価格の3%	(2) 下記の①から④までの合計額から⑤を減じた額 ※ (①+②+③+④-⑤) は1万円未満端数切捨 【土木工事】 ① 直接工事費の額 ② 共通仮設費の額 ③ 現場管理費の額×0.80 ④ 一般管理費等の額×0.55 ⑤ 工事価格の3% 【建築工事・水道工事及び設備工事】 ① (直接工事費の額×0.90)×0.97 ② 共通仮設費の額×0.90 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10)×0.90 ④ 一般管理費等の額×0.55 ⑤ 工事価格の3%

		<p>ただし、上記運用による(2)の額が、下記の合計額を超える場合は、下記の合計額を総額判断基準とする。 ※ (①+②+③+④) は1万円未満端数切捨</p> <p>【土木工事】</p> <p>① 直接工事費の額×0.95 ② 共通仮設費の額×0.90 ③ 現場管理費の額×0.80 ④ 一般管理費等の額×0.55</p> <p>【建築工事・水道工事及び設備工事】</p> <p>① (直接工事費の額×0.90) ×0.95 ② 共通仮設費の額×0.90 ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.80 ④ 一般管理費等の額×0.55</p>	<p>ただし、【土木工事】については、上記運用による(2)の額が、下記の合計額を超える場合は、下記の合計額を総額判断基準とする。 ※ (①+②+③+④) は1万円未満端数切捨</p> <p>【土木工事】</p> <p>① 直接工事費の額×0.95 ② 共通仮設費の額×0.90 ③ 現場管理費の額×0.80 ④ 一般管理費等の額×0.55</p>
--	--	---	---